

国分寺市パートナーシップ制度

国分寺市男女平等推進条例の基本理念に基づき「性別に関わりなくだれもが個人として尊重され、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できる」国分寺市を目指し、令和2年11月15日に導入した制度です。

■パートナーシップ制度を利用できる方

次の5つの要件全てに該当する方は、制度を利用できます。

- ①一人または二人ともが性的マイノリティ
- ②成年
- ③市内在住、または一人が市内在住で、もう一人が転入予定
- ④配偶者・他のパートナーがいない
- ⑤近親者・直系姻族でない

■宣誓の受け付け

事前予約制です。宣誓希望日のおおよそ7日前までに、電話またはメールでお申し込みください。

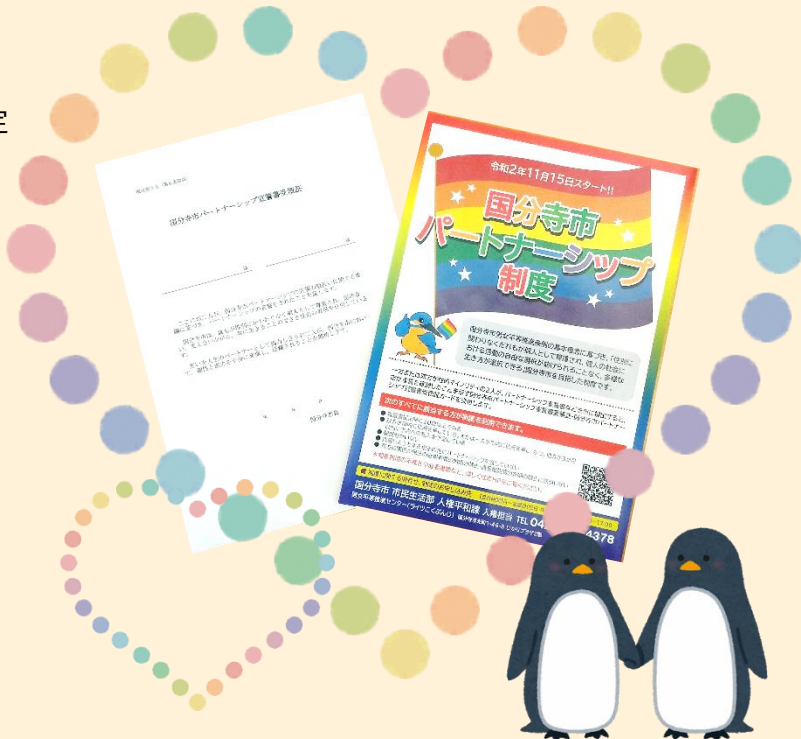
■必要書類

パートナーシップ宣誓書・パートナーシップの宣誓に関する確認書、住民票の写し、配偶者がいないことを証明する書類(戸籍抄本・独身証明書)、顔写真付きの本人確認書類(官公署が発行したもの)

■宣誓書受領証等の交付

宣誓後、「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。

*制度利用の手続きや必要書類など、詳しくは市HPをご覧ください。



❁ 宣誓した方からメッセージをいただきました ❁

■パートナーシップを宣誓し、まずはうれしいという気持ちです。二人協力して人生を歩む決心も深まり、同時に自分たちの事だけではなく地域や社会にも貢献していきたいと思うようになりました。人間同士の愛や信頼と、それに基づいた関係は個人的なものかもしれませんが、二人だけでは維持・解決できない場面も多々あります。

そうしたとき、結婚という制度がないLGBTにとって、制度の存在は大きなやりどころとなります。

早くにこのような制度を作った国分寺市の関係者の皆様には深い敬意と感謝を申し上げます。そしてこの制度を第一号として利用できたことに幸せと誇りを感じています。

今は「特別な人」のための制度という印象もあるでしょうが、同じ市民の一般的な制度と認知されるよう期待しています。

■私は国分寺市内在住の田附亮と申します。私は戸籍変更をしていないトランスジェンダー男性であり、戸籍は女性です。私のパートナーは女性なので、法的な婚姻はできません。転出してしまえば効力はないかもしれませんが、形として残せるものがある事は大変嬉しく思います。また、制度に取り組んで頂けることで、同性同士でも婚姻関係を結べるようになる、国を動かす良いきっかけになると信じています。誰もが選択する自由がある国になればと強く思っている為、市の取り組みがその一歩となり、モデルタウンになれる事を心から祈っております。

当事者も含めたすべての人が生きやすい街でありますよう市民として、またLGBTsの活動をしている当事者として陰ながら応援しております。これからも国分寺市でパートナーと幸せに過ごしてまいります。

誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝えることを、アウトティングといいます。アウトティングは、生命に関わることもあるような重大な人権侵害でありハラスメントです。アウトティングにより、それまでの生活が送れなくなることもあります。本人の同意なく、他の人に伝えることは絶対にやめましょう。

にじいろ相談

時間 17:00~20:00

専門知識を持つ弁護士による性的指向・性自認等に関する相談(面談・電話、匿名での相談可)
※完全予約制。電話またはメールでお申し込みください。相談日・場所をご連絡します。
※電話申込の場合は、月~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時~午後5時の間にお電話ください。
※メール申込の場合は、件名に「にじいろ相談申込」とご入力ください。

国分寺市 市民生活部 人権平和課 TEL 042-573-4378

男女平等推進センター(ライツこくぶんじ) 【電話受付】月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

✉ jinkenheiwa@city.kokubunji.tokyo.jp 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

